

## 田辺市障害者移動支援事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、屋外での移動が困難な障害者及び障害児(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第4条第1項に規定する障害者及び同条第2項に規定する障害児をいう。以下「障害者等」という。)に対し、円滑に外出することができるよう支援を行うことにより、障害者等の地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的とする。

### (事業)

第2条 市は、前条の目的を達成するため、法第5条第25項に規定する移動支援事業(以下「事業」という。)として、障害者等が社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出(通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除き、原則として1日の範囲内で用務を終えるものに限る。)の際の移動支援サービス(以下「サービス」という。)を行うものとする。

### (事業の委託)

第3条 市長は、事業の運営(第6条に規定する利用決定を除く。)について、これを適切に実施することができるかと認められる事業者に委託するものとする。

### (利用対象者)

第4条 サービスの利用の対象となる者(以下「利用対象者」という。)は、市内に居住し、かつ、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定により本市において記録されている者(以下「市民」という。)である障害者等のうち視覚障害児(者)(視覚障害のある難病等(難治性疾患克服事業の対象疾患及び関節リウマチをいう。以下同じ。)を含む。)、全身性障害児(者)(全身性障害のある難病等を含む。)、知的障害児(者)及び精神障害児(者)であって、市長が外出時に移動の支援が必要と認めたものとする。

2 前項の規定にかかわらず、法第19条第3項の規定により支給決定を行った自治体からサービスの利用決定された場合においては、この要綱の規定を適用しない。

3 第1項の規定にかかわらず、市民でないが法第19条第3項の規定により支給決定を行っている者が、その居住する自治体においてサービスの利用決定されない場合においては、その者を市民とみなし、この要綱の規定を適用する。

### (利用申請)

第5条 利用対象者又はその保護者(以下「利用対象者等」という。)は、サービスを受けようとするときは、利用申請書に必要書類を添付して市長に提出しなければならない。

### (利用決定等)

第6条 市長は、前条の規定による利用申請を受理したときは、速やかに、第4条に規定する利用対象者の要件及びサービス利用の必要性を検討し、その可否、1月に利用可能な時間、利用決定期間及び次条第1項に規定する利用者負担を決定し、利用対象者等に通知しなければならない。

### (利用者負担)

第7条 利用対象者は、サービスを利用したときは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第523号)を参考に別に定める額(以下「費用

額」という。)の1割に相当する額(その額が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)第17条に規定する額(以下「負担上限月額」という。))を超えるときにはその負担上限額)を利用者負担として、事業者を支払わなければならない。

(委託料)

第8条 市長は、第3条の規定によりこの事業を受託した者(以下「受託者」という。)に対し、費用額から前条に規定する利用者負担を差し引いた額を委託料として支払うものとする。ただし、市長が、利用対象者の属する世帯が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年厚生労働省令第19号)第32条に規定する特別の事情があると認めるときには、その利用者に係る委託料については、利用者負担に相当する額の一部又は全部を含めて支払うものとする。

(報告)

第9条 受託者は、この事業に係る経理と他の事業に係る経理とを明確に区分し、この事業の経理に関する帳簿等必要な書類を備え付けるとともに、毎月の提供したサービスの利用回数等を記録の上、その結果を翌月10日までに市長に報告するものとする。

(秘密の保持)

第10条 受託者は、市から譲り受けた住民に関する情報及び書類並びにサービスの実施に当たり知り得た情報及び作成した書類は、厳重な管理を持って保管し、市長の許可なしに関係者以外に漏らしてはならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。